

改正案	現行
<p>（許可を要しない変更の工事）</p> <p>第四十五条の二 法第百条第五項において準用する法第十七条第三項において準用する法第九条第一項ただし書の規定により許可を要しない高周波利用設備の変更の工事は、別表第六号のとおりとする。</p> <p>（指定の申請）</p> <p>第四十六条 第四十四条第一項第一号の(1)及び第二号の(3)並びに第四十五条第三号の総務大臣の指定を受けようとする者（指定を受けようとする設備の製造業者又は輸入業者（以下「製造業者等」という。）に限る。）は、申請書に、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウエルダー</p> <p>(1) 第一号の(1)及び(2)に掲げる事項</p> <p>(2) 外観及び構造（図面及び写真で示すものとする。）</p> <p>(3) 発振の方式</p> <p>(4) 振動子の種類及び型名</p> <p>(5) 高周波出力の定格値及び測定値</p> <p>(6) 次に掲げる事項の設計値及び測定値</p> <p>(一) 利用する周波数（以下「利用周波数」という。）及び周波数変動幅</p>	<p>（許可を要しない変更の工事）</p> <p>第四十五条の二 法第百条第五項において準用する法第十七条第二項において準用する法第九条第一項ただし書の規定により許可を要しない高周波利用設備の変更の工事は、別表第六号のとおりとする。</p> <p>（指定の申請）</p> <p>第四十六条 第四十四条第一項第一号の(1)及び第二号の(3)並びに第四十五条第三号の総務大臣の指定を受けようとする者（指定を受けようとする設備の製造業者又は輸入業者（以下「製造業者等」という。）に限る。）は、申請書に、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～五 （略）</p>

- (二) 電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度
- 七 電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械

- (1) 第一号の(1)及び(2)並びに前号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項

- (2) 次に掲げる事項の設計値及び測定値
- (一) 利用周波数及び周波数変動幅

- (二) 利用周波数による発射及びスプリアス発射の漏えい電界強度
- 八 無電極放電ランプ

- (1) 第一号の(1)及び(2)並びに第六号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項
- (2) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

- (一) 利用周波数及び周波数変動幅
- (二) スプリアス発射の漏えい電界強度（利用周波数が一三・五五三㎐から一三・五六七㎐までの範囲のものに限る。）
- (三) 妨害波電圧、放射妨害波の磁界強度及び妨害波電力（利用周波数が一三・五五三㎐から一三・五六七㎐までの範囲のものを除く。）

2 (略)  
(指定)

第四十六条の二 総務大臣は、前条の規定による申請があつた場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認め

- 六 超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー及び電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械

- (1) 第一号の(1)及び(2)に掲げる事項

- (2) 外観及び構造（図面及び写真で示すものとする。）

- (3) 発振の方式

- (4) 振動子の種類及び型名（電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械の場合を除く。）

- (5) 高周波出力の定格値及び測定値

- (6) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

- (一) 利用する周波数（以下「利用周波数」という。）及び周波数変動幅

- (二) 利用周波数による発射及びスプリアス発射の漏えい電界強度
- 七 無電極放電ランプ

- (1) 第一号の(1)及び(2)並びに前号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項
- (2) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

- (一) 利用周波数及び周波数変動幅
- (二) スプリアス発射の漏えい電界強度（利用周波数が一三・五五三㎐から一三・五六七㎐までの範囲のものに限る。）
- (三) 妨害波電圧、放射妨害波の磁界強度及び妨害波電力（利用周波数が一三・五五三㎐から一三・五六七㎐までの範囲のものを除く。）

2 (略)  
(指定)

第四十六条の二 総務大臣は、前条の規定による申請があつた場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認め

たときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。

一〇五 (略)

六 超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウエルダー

(1)・(2) (略)

(3) | 電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

<p>周波数帯（無線通信規則に規定する我が国で使用することが認められている産業科学医療用の周波数（以下「ISM用周波数」という。）に係る部分を除く。）</p>	<p>許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）</p>	<p>一五〇デシベル</p>
<p>一五〇デシベル以上五〇〇</p>	<p>準尖頭値</p>	<p>九〇デシベル</p>
<p>一五〇デシベル以上五〇〇</p>	<p>平均値</p>	<p>九〇デシベル</p>

たときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。

一〇五 略

六 超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウエルダー

(1)・(2) (略)

(3) | 利用周波数による発射及びスプリアス発射による漏えい電界強度がその設備の発振器から三〇メートルの距離において次に掲げる値以下であること。

【一】 利用周波数において毎メートル一ミリボルト

【二】 五二六・五から一、六〇六・五までの周波数において毎メートル三〇マイクロボルト

(三) | (一)及び(二)に掲げる周波数以外の周波数（無線通信規則に規定する我が国で使用することが認められている産業科学医療用の周波数（以下「ISM用周波数」という。）を除く。）において毎メートル $\sqrt{20P}$ （Pは、高周波出力をワットで表した数とし、高周波出力が五〇〇ワット未満のものにあつては五〇〇とし、二キロワットを超えるものにあつては二、〇〇〇とする。）マイクロボルト

では二、〇〇〇とする。）マイクロボルト

kHz未満		
五〇〇kHz以上五kHz以下	八六デシベル	七六デシベル
五kHzを超え三〇kHz以下	九〇デシベルから七三デシベルまで ※	八〇デシベルから六〇デシベルまで ※

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(4) 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度が

その設備から一〇メートルの距離において次の(一)から(三)までの各表に定める値以下であること。

(一) 利用周波数における磁界強度

周波数帯	準尖頭値の許容値(毎メートルマイクロアンペアを〇デシベルとする。)
一〇kHz以上五〇kHz以下	三七・一デシベル

(二) 不要発射による磁界強度

周波数帯(ISM用周波数に係る部分を除く。)	準尖頭値の許容値(毎メートルマイクロアンペアを〇デシベルとする。)
五〇kHzを超え一五〇kHz以下	二三・一デシベル
一五〇kHzを超え四九〇kHz未満	五七・五デシベル
四九〇kHz以上一、七〇五kHz以下	四七・五デシベル
一、七〇五kHzを超え二、一九四kHz未満	五二・五デシベル
二、一九四kHz以上三・九五kHz未満	四三・五デシベル

(三)

三・九五㊦以上二〇㊦未満	一八・五デシベル
二〇㊦以上三〇㊦以下	八・五デシベル
不要発射による電界強度	
周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	
三〇㊦を超え四七㊦未満	六八デシベル
四七㊦以上六八㊦以下	五〇デシベル
六八㊦を超え八〇・八七二㊦以下	六三デシベル
八〇・八七二㊦を超え八一・八四八㊦未満	七八デシベル
八一・八四八㊦以上八七㊦未満	六三デシベル
八七㊦以上一三四・七八六㊦以下	六〇デシベル
一三四・七八六㊦を超え一三六・四一四㊦未満	七〇デシベル
一四㊦未満	
一三六・四一四㊦以上一五六㊦以下	六〇デシベル
一五六㊦を超え一七四㊦未満	七四デシベル
一七四㊦以上一八八・七㊦以下	五〇デシベル
一八八・七㊦を超え一九〇・九七九㊦未満	六〇デシベル
一九〇・九七九㊦以上二三〇㊦以下	五〇デシベル
二三〇㊦を超え四〇〇㊦以下	六〇デシベル
四〇〇㊦を超え四七〇㊦未満	六三デシベル
四七〇㊦以上一、〇〇〇㊦以下	六〇デシベル

注 その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、

床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつて

は、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

- (5) (3)の電源端子における妨害波電圧並びに(4)の利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

- (6) (略)
- 七 電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械

- (1) (2) (略)
- (3) 利用周波数による発射及びスプリアス発射による漏えい電界強度がその設備の発振器から三〇メートルの距離において次に掲げる値以下であること。

- (一) 利用周波数において毎メートル一ミリボルト
- (二) 五二六・五㎐から一、六〇六・五㎐までの周波数において毎メートル三〇マイクロボルト

- (三) (一)及び(二)に規定する周波数以外の周波数（ISM用周波数を除く。）において毎メートル $\sqrt{20P}$ （Pは、高周波出力をワットで表した数とし、高周波出力が五〇〇ワット未満のものにあつては五〇〇とし、二キロワットを超えるものにあつては二、〇〇〇とする。）マイクロボルト

- (4) 第一号の(7)に掲げる条件
- 八 無電極放電ランプ

- (1) (3) (略)
- (2) (一) (略)
- (二) 制御端子における妨害波電圧

許容値（二マイクロボルトを〇デシベルと

- (4) (略)

- 七 電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械
- (1) (2) (略)

- (3) 第一号の(7)及び前号の(3)に掲げる条件
- 八 無電極放電ランプ

- (1) (3) (略)
- (2) (一) (略)
- (二) 負荷端子及び制御端子における妨害波電圧

許容値（二マイクロボルトを〇デシベルと

周波数帯	する。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇㎐以上五〇〇 ㎐未満	八〇デシベル	七〇デシベル
五〇〇㎐以上三〇〇 以下	七四デシベル	六四デシベル

(三) (略)  
(5)・(6) (略)

2 (略)

(変更の承認)

第四十六条の三 前条第一項に規定する指定を受けた者（以下「指定を受けた者」という。）は、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。

一〜四 (略)

五 超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウエルダー

周波数帯	する。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇㎐以上五〇〇 ㎐未満	八〇デシベル	七〇デシベル
五〇〇㎐以上三〇〇 以下	七四デシベル	六四デシベル

(三) (略)  
(5)・(6) (略)

2 (略)

(変更の承認)

第四十六条の三 前条第一項に規定する指定を受けた者（以下「指定を受けた者」という。）は、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。

一〜四 (略)

五 超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー及び電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械

(1) 第一号の(1)に掲げる事項

(2) 外観及び構造

(3) 発振の方式

(4) 振動子の種類及び型名（電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械を除く。）

(5) 利用周波数及び周波数変動幅の設計値

(6) 利用周波数による発射及びスプリアス発射の漏えい電界強度の設計値

(1) 第一号の(1)に掲げる事項

外觀及び構造

発振の方式

振動子の種類及び型名

利用周波数及び周波数変動幅の設計値

(6) 電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要

発射による磁界強度又は電界強度の設計値

六 電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械

(1) 第一号の(1)並びに前号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項

(2) 利用周波数による発射及びスプリアス発射の漏えい電界強度の設計値

七 無電極放電ランプ

(1) 第一号の(1)並びに第五号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項

(2) スプリアス発射の漏えい電界強度の設計値

(3) 妨害波電圧、放射妨害波の磁界強度及び妨害波電力の設計値

2～5 (略)

(型式確認)

第四十六条の七 製造業者等は、その製造し、又は輸入する電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器の型式について、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合していることの確認（以下「型式確認」という。）を行うことができる。

一 電子レンジ

(1)・(2) (略)

六 無電極放電ランプ

(1) 第一号の(1)並びに前号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項

(2) スプリアス発射の漏えい電界強度の設計値

(3) 妨害波電圧、放射妨害波の磁界強度及び妨害波電力の設計値

2～5 (略)

(型式確認)

第四十六条の七 製造業者等は、その製造し、又は輸入する電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器の型式について、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合していることの確認（以下「型式確認」という。）を行うことができる。

一 電子レンジ

(1)・(2) (略)

(3) スプリアス発射による電界強度が当該電子レンジから三〇メートルの距離において次に掲げる値以下であること。

(一) 九〇㏪から一〇八㏪まで及び一七〇㏪から二二二㏪までの周波



(3)

電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯 (ISM用) 周波数に係る部分を 除く。)	許容値 (一マイクロボルトを〇デシベルと する。)	
	準 尖 頭 値	平 均 値
一五〇㎐以上五〇〇 ㎐未満	七八デシベルから六 八デシベルまで ※	六八デシベルから五 八デシベルまで ※
五〇〇㎐以上五㎐以 下	五六デシベル	四六デシベル
五㎐を超え三〇㎐以 下	六〇デシベル	五〇デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(4)

不要発射による磁界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯 (ISM用) 周波数に係る部分を 除く。)	準尖頭値の許容値 (毎メートル一マイクロ アンペアを〇デシベルとする。)
周波数に係る部分を 除く。)	アンペアを〇デシベルとする。)

数において毎メートル三〇マイクロボルト

(二) 四七〇㎐から七七〇㎐までの周波数において毎メートル一〇〇マイクロボルト

(三) (一)及び(二)に掲げる周波数以外の周波数 (ISM用周波数を除く。)において毎メートル $\sqrt{20P}$  (Pは、高周波出力をワットで表した数とし、高周波出力が五〇〇ワット未満のものにあつては五〇〇とし、一キロワットを超えるものにあつては一、〇〇〇とする。)マイクロボルト

(5)

一五〇MHz以上三〇〇MHz以下	三九デシベルから三デシベルまで（周波数の対数に対して直線的に減少した値）
------------------	--------------------------------------

不要発射による電界強度の準尖頭値がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。ただし、準尖頭値が許容値を超える場合であっても、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が許容値以下のときは、この限りでない。

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	許容値（毎メートルマイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
三〇MHzを超え八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル	二五デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八八MHz未満	五〇デシベル	四五デシベル
八一・八八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル	二五デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル	四五デシベル
一三六・四一四MHz以上二二三〇MHz以下	三〇デシベル	二五デシベル
二二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル	三二デシベル

注 その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、

床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(6) 不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	尖頭値の許容値(毎メートルマイクロボルトを○デシベルとする。)
一GHzを超え二・三GHz以下	九二デシベル
二・三GHzを超え二・四GHz未満	一一〇デシベル
二・五GHzを超え五・七二五GHz未満	九二デシベル
五・八七五GHzを超え一一・七GHz未満	九二デシベル
一一・七GHz以上一二・七GHz以下	七二デシベル
一二・七GHzを超え一八GHz以下	九二デシベル

(7) 不要発射による電界強度について、一、〇〇五MHzから二、三九五

MHzまでの間及び二、五〇五MHzから一七、九九五MHzまで(五、七二〇MHzから五、八八〇MHzまでを除く。)の間において尖頭値が最も高い妨害波の周波数を中心として、別表第八号第一の2(6)に定める条件で、一〇MHz掃引した値の尖頭値が、当該設備から三メートルの距離において毎メートル六〇デシベルマイクロボルト以下であること。

(8)・(9)

二 電磁誘導加熱式調理器

(1)・(2) (略)

(4)・(5)

二 電磁誘導加熱式調理器

(3) (1)・(2) (略)  
利用周波数による発射及びスプリアス発射による漏えい電界強度が

(3)

電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であることを。

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	準尖頭値	平均値
一〇㎐以上五〇㎐未満	一一二デシベル	一〇二デシベルから九二デシベルまで	／
五〇㎐以上一四八・五㎐未満	※	七八デシベルから六八デシベルから五八デシベルまで	／
一四八・五㎐以上五〇〇㎐未満	※	ハデシベルまで	ハデシベルまで
下 五〇〇㎐以上五㎐以下	五六デシベル	四六デシベル	四六デシベル
下 五㎐を超え三〇㎐以下	六〇デシベル	五〇デシベル	五〇デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値と

当該設備の発振器から三メートルの距離において次に掲げる値以下であること。

- (一) 利用周波数において毎メートル一ミリボルト
- (二) 五二六・五㎐から一、六〇六・五㎐までの周波数において毎メートル三〇マイクロボルト
- (三) (一)及び(二)に掲げる周波数以外の周波数（ISM用周波数を除く。）において毎メートル $\sqrt{20P}$ （Pは、高周波出力をワットで表した数とし、高周波出力が五〇〇ワット未満のものにあつては五〇〇とし、二キワットを超えものにあつては二、〇〇〇とする。）マイクロボルト

する。

(4) 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度が次の(一)及び(二)

の各表に定める値以下であること。

(一) その設備の対角線の寸法が一・六メートル未満である場合

周波数帯 (ISM用) 周波数に係る部分を 除く。	磁界により直径二メートルのループアンテナに誘起される電流の準尖頭値の許容値 (一マイクロアンペアを○デシベルとする。)	水平成分	垂直成分
		一〇デシベル	一〇六デシベル
一〇デシベル以上七〇デシベル未満	八八デシベル	八八デシベル	一〇六デシベル
満	八八デシベルから五 八デシベルまで ※	一〇六デシベルから 七六デシベルまで ※	一〇六デシベル
七〇デシベル以上一四八・ 五デシベル未満	八八デシベルから五 八デシベルまで ※	七六デシベルから 七六デシベルまで ※	一〇六デシベル
一四八・五デシベル以上三 〇デシベル以下	五八デシベルから二 二デシベルまで ※	七六デシベルから四 〇デシベルまで ※	一〇六デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値と

し、五二六・五デシベルから一、六〇六・五デシベルまでの周波数においては、  
水平成分について三七デシベル、垂直成分について五五デシベル  
とする。

(二) その設備の対角線の寸法が一・六メートル以上である場合

周波数帯 (ISM用) 周波数に係る部分を 除く。	その設備から三メートルの距離における磁 界強度の準尖頭値の許容値 (毎メートル一 マイクロアンペアを○デシベルとする。)
一〇デシベル以上七〇デシベル未満	六九デシベル

満	
七〇㎐以上一四八・五㎐未満	六九デシベルから三九デシベルまで ※
一四八・五㎐以上四㎐未満	三九デシベルから三デシベルまで ※
四㎐以上三〇㎐以下	三デシベル

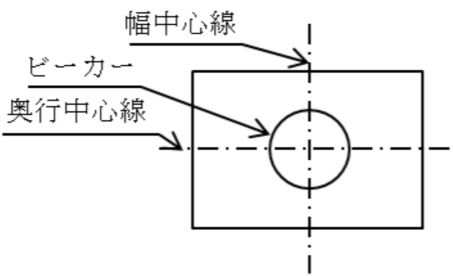
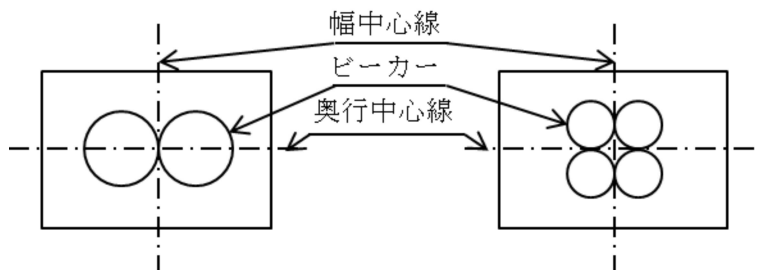
注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とし、五二六・五㎐から九一二㎐までの周波数においては、一八デシベルとする。

(5)

不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートルマイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇㎐を超え八〇・八七二㎐以下	三〇デシベル
八〇・八七二㎐を超え八一・八八㎐未満	五〇デシベル
八一・八八㎐以上一三四・七八六㎐以下	三〇デシベル
一三四・七八六㎐を超え一三六・四一四㎐未満	五〇デシベル
四㎐未満	三〇デシベル
一三六・四一四㎐以上一三三〇㎐以下	三〇デシベル

2 3 4	(6)	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>注 その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> </div> <div style="width: 50%; border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> <p>二三〇㏩を超え一、〇〇〇㏩以下</p> <p>三七デシベル</p> </div> </div>
2 3 4	(4)	<p>（略）</p> <p>（略）</p>

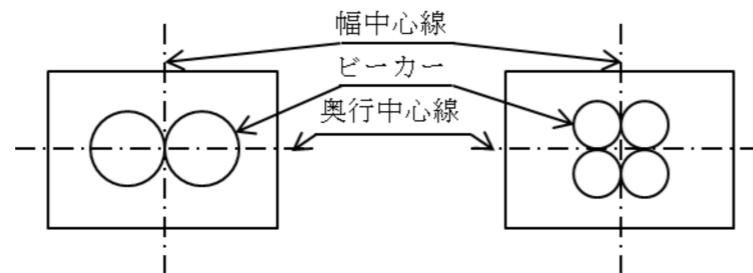
改 正 案	現 行
<p>別表第八号 型式確認に係る試験方法（第46条の7関係）</p> <p>第1 電子レンジ</p> <p>1 試験条件</p> <p>(1) 測定場所の温度及び湿度                      ア 温度 摂氏5度から摂氏35度までの範囲                      イ <u>相対湿度</u> 45パーセントから85パーセントまでの範囲</p> <p>(2) 電子レンジの設置の方法                      ア <u>磁界強度又は電界強度</u>以外の項目の測定の場合                      平たんな<u>非金属性の台</u>の上に通常の使用状態で置く。                      イ <u>磁界強度又は電界強度</u>の測定の場合                      水平面上にある回転する<u>非金属性</u>の支持台の上に置き、底面が地表又は床面から<u>80センチメートル</u>の高さになるようにする。この場合において、電源電線が支持台の中心から垂直に降ろして余分があるときは、その部分を束ねておく。</p> <p>(3) 電源周波数                      50Hz又は60Hz</p> <p>(4) 出力切換え                      出力切換えのある場合は、高周波出力の定格値が最大となる位置とする。</p> <p>(5) 負荷の方法                      ア <u>高周波出力又は漏えい電波の電力束密度</u>以外の項目の測定の場合                      (ア) 負 荷 摂氏<u>15度</u>から摂氏<u>25度</u>までの範囲の水を用いる。                      (イ) 容 器 <u>外径190ミリメートル±5ミリメートル、高さ90ミリメートル±5ミリメートルの低損失ビーカー</u>を1個使用する。                      (ウ) 負荷量 <u>1,000ミリリットル</u>の水を用いる。                      (エ) 位 置 加熱室の中心部に次の図に示す<u>ように置く</u>。</p> 	<p>別表第八号 型式確認に係る試験方法（第46条の7関係）</p> <p>第1 電子レンジ</p> <p>1 試験条件</p> <p>(1) 測定場所の温度及び湿度                      ア 温度 摂氏5度から摂氏35度までの範囲                      イ 湿度 45パーセントから85パーセントまでの範囲</p> <p>(2) 電子レンジの設置の方法                      ア <u>スプリアス発射の電界強度</u>以外の項目の測定の場合                      平たんな<u>木台</u>の上に通常の使用状態で置く。                      イ <u>スプリアス発射の電界強度</u>の測定の場合                      水平面上にある回転する<u>非導電性</u>の支持台の上に置き、底面が地表又は床面から<u>75センチメートル</u>の高さになるようにする。この場合において、電源電線が支持台の中心から垂直に降ろして余分があるときは、その部分を束ねておく。</p> <p>(3) 電源周波数                      50Hz又は60Hz</p> <p>(4) 出力切換え                      出力切換えのある場合は、高周波出力の定格値が最大となる位置とする。</p> <p>(5) 負荷の方法                      ア 漏えい電波の電力束密度以外の項目の測定の場合                      (ア) 負 荷 摂氏<u>18度</u>から摂氏<u>22度</u>までの範囲（<u>高周波出力の測定の場合は室温マイナス摂氏10度程度</u>）の水を用いる。                      (イ) 容 器 <u>容量1,000ミリリットルの低損失ビーカーを2個使用する。ただし、加熱室寸法が小さいためこれを入れることができない場合は、容量500ミリリットルの低損失ビーカーを4個使用することができる。</u>                      (ウ) 負荷量 <u>2,000ミリリットル</u>の水を各<u>ビーカーに等分する</u>。                      (エ) 位 置 加熱室の中心部に次の図に示す<u>ような状態で互いにビーカーが接する</u>ように並べる。  <u>1,000ミリリットルのビーカー2個を使用した場合</u>      <u>500ミリリットルのビーカー4個を使用した場合</u></p> 



イ 高周波出力の測定の場合

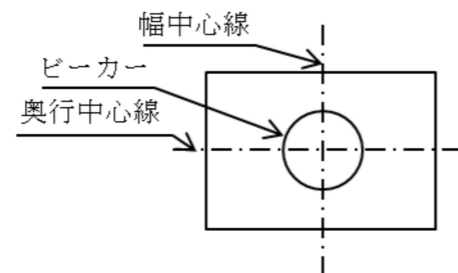
- (ア) 負 荷 摂氏8度から摂氏12度までの範囲の水を用いる。
- (イ) 容 器 容量1,000ミリリットルの低損失ビーカーを2個使用する。ただし、これを入れることができない場合は、容量500ミリリットルの低損失ビーカーを4個使用することができる。
- (ウ) 負荷量 2,000ミリリットルの水を各ビーカーに等分する。
- (エ) 位 置 加熱室の中心部に次の図に示すような状態で互いにビーカーが接するように並べる。

1,000ミリリットルのビーカー2個を使用した場合      500ミリリットルのビーカー4個を使用した場合



ウ 漏えい電波の電力束密度の測定の場合

- (ア) 負 荷 摂氏18度から摂氏22度までの範囲の水を用いる。
- (イ) 容 器 容量500ミリリットルの低損失ビーカーを1個使用する。
- (ウ) 負荷量 260ミリリットルから290ミリリットルまでの範囲の水を用いる。
- (エ) 位 置 加熱室の中心部に次の図に示すように置く。



2 測定等

(1) 占有周波数帯幅に含まれる周波数の範囲

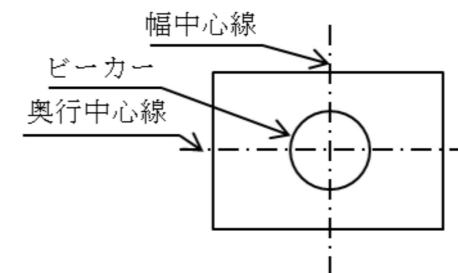
5分間以上動作させた後、負荷を取り替え、負荷が沸騰点に達するまでの発振周波数の変化を周波数測定装置により測定する。その後、スペクトラムアナライザによる占有周波数帯幅（スペクトル分布の波形の最高値から26デシベル低下したレベルにおける周波数帯幅とする。）を測定する。

(2) 高周波出力

次の手順により測定及び算定を行う。  
ア 30分間以上動作させた後、負荷を取り替え、温度が約10度上昇する時間(t)を求める。

イ 漏えい電波の電力束密度の測定の場合

- (ア) 負 荷 摂氏18度から摂氏22度までの範囲の水を用いる。
- (イ) 容 器 容量500ミリリットルの低損失ビーカーを1個使用する。
- (ウ) 負荷量 260ミリリットルから290ミリリットルまでの範囲の水を用いる。
- (エ) 位 置 加熱室の中心部に次の図に示すように置く。



2 測定等

(1) 占有周波数帯幅に含まれる周波数の範囲

10分間以上動作させた後、負荷を取り替え、負荷が沸騰点に達するまでの発振周波数の変化を周波数測定装置により測定する。その後、スペクトラムアナライザによる占有周波数帯幅（スペクトル分布の波形の最高値から26デシベル低下したレベルにおける周波数帯幅とする。）を測定する。

(2) 高周波出力

次の手順により測定及び算定を行う。  
ア 30分間以上動作させた後、負荷を取り替え、温度が約10度上昇する時間(t)を求める。

イ 再度負荷を取り替え、t時間加熱して各ビーカーの水溫上昇値の平均を求める。

ウ イの動作を5回繰り返して、各回の温度上昇値を平均して、平均温度上昇値(ΔT)を求める。

エ ア及びウの値に基づき次の式により高周波出力(P)を求める。

$$P(\text{W}) = \frac{8,400 \times \Delta T (\text{摂氏温度})}{t (\text{秒})}$$

ただし、本手順により難しい場合は、電源端子における消費電力の測定により代えることができる。

(3) 電源端子における妨害波電圧

電子レンジを高さ40センチメートルの台の上に置き、80センチメートル離れた位置に擬似電源回路網を設置し、擬似電源回路網の電源出力端子に電子レンジの電源入力端子を接続し、電子レンジを動作させ、10秒以上経過後に測定する。

(4) 不要発射による磁界強度

直径0.6メートルのループアンテナを接続した校正済みの磁界強度測定器により、支持台を回転させ、電子レンジから3メートルの距離における最大値を測定する。

ループアンテナの下端の地上高は1メートルとする。

動作を開始してから10秒以上経過後に測定する。

(5) 不要発射による電界強度

空中線系を含め校正済みの電界強度測定装置により周波数ごとに、偏波面及び空中線の高さを変化させるとともに支持台を回転させ、1,000MHz以下の周波数範囲においては電子レンジから10メートルの距離における最大値を測定する。ただし、ケーブルを含めて直径1.2メートル、床から1.5メートルの円柱形の体積内に収まる設備に限り、3メートルの距離において測定することができる。

1,000MHzを超える周波数範囲においては3メートルの距離における最大値を測定する。

動作を開始してから10秒以上経過後に測定する。

測定装置の分解能帯域幅を1MHz、ビデオ帯域幅を1MHz以上に設定する。

(6) 電界強度の重み付け測定

測定装置の分解能帯域幅を1MHz、ビデオ帯域幅を10Hzに設定し、対数値モードで測定する。

尖頭値が最も高い妨害波の周波数を中心として、少なくとも掃引5回の間の最大値保持モードで測定した結果を用いる。

(7) 漏えい電波の電力束密度

耐久試験(扉を十万回開閉する。)後起動させ、次の各状態における電子レンジの表面から5センチメートル離れた全ての場所における電力束密度を測定する。

ア 扉を閉めた状態

イ 発振管の発振停止装置が動作する直前の位置まで扉を開いて固定した状態

ウ ラッチなどの固定装置を有するものは、通常扉を開く力の2倍の力で扉の取手の任意の箇所を引いた状態

イ 再度負荷を取り替え、t時間加熱して各ビーカーの水溫上昇値の平均を求める。

ウ イの動作を5回繰り返して、各回の温度上昇値を平均して、平均温度上昇値(ΔT)を求める。

エ 上記ア及びウの値に基づき次の式により高周波出力(P)を求める。

$$P(\text{ワット}) = \frac{8,400 \times \Delta T (\text{摂氏温度})}{t (\text{秒})}$$

(3) スプリアス発射による電界強度

空中線系を含め校正済みの電界強度測定装置により周波数毎に、偏波面及び空中線の高さを変化させるとともに支持台を回転させ、電子レンジから30メートルの水平距離における最大値を測定する。ただし、この水平距離を確保することができない場合は、次の表に示す水平距離において測定し、その値に同表の係数を乗じて得た値をもつて測定値とすることができる。

測定周波数 (MHz)	水平距離(メートル)	係数
1,000未満	10	1/3
1,000以上	3	1/10

(4) 漏えい電波の電力束密度

耐久試験(毎分約20回の割合で扉を十万回開閉する。)後起動させ、次の各状態における電子レンジの表面から5センチメートル離れたすべての場所における電力束密度を測定する。

ア 扉を閉めた状態

イ 発振管の発振停止装置が動作する直前の位置まで扉を開いて固定した状態

ウ ラッチなどの固定装置を有するものは、通常扉を開く力の2倍の力で扉の取手の任意の箇所を引いた状態

(8) 安全性	一般的な妥当性を有する方法により次の事項を確認する。 ア 絶縁抵抗値その他 <u>きょう体</u> の絶縁状況 イ 高圧電気により充電される器具及び電線の収容状況
---------	---

(5) 安全性	一般的な妥当性を有する方法により次の事項を確認する。 ア 絶縁抵抗値その他 <u>きょう体</u> の絶縁状況 イ 高圧電気により充電される器具及び電線の収容状況
---------	---

第2 電磁誘導加熱式調理器

第2 電磁誘導加熱式調理器

1 試験条件

1 試験条件

(1) 測定場所の温度及び湿度	ア 温度 摂氏5度から摂氏35度までの範囲 イ <u>相対湿度</u> 45パーセントから85パーセントまでの範囲
(2) 電磁誘導加熱式調理器の設置の方法	ア <u>磁界強度又は電界強度</u> 以外の項目の測定の場合 平たんな <u>非金属性の台</u> の上に通常の使用状態で置く。 イ <u>磁界強度又は電界強度</u> の測定の場合 水平面上にある回転する <u>非金属性</u> の支持台の上に置き、底面が地表又は床面から <u>80センチメートル</u> の高さになるようにする。この場合において、 <u>電源電線は支持台の中心から垂直に降ろす</u> 。 <u>ただし、当該設備の対角線の寸法が1.6メートルを超えるときは、地表又は床面に薄い絶縁体を敷き、その上に置く。</u>
(3) 電源周波数	50Hz又は60Hz
(4) 負荷の方法	ア 負荷 摂氏18度から摂氏22度までの範囲の水を用いる。 イ 容器 <u>接触面の寸法が、110、145、180、210又は300ミリメートルのうち、仕様の範囲内で最も小さいほうろく製の容器。ただし、平らな容器で使用することを想定していない加熱領域を持つものについては、附属された容器又は仕様で推奨された容器</u> ウ 負荷量 <u>容器の定格容量の80%以上の水</u> エ 位置 加熱部の中心に置く。 オ <u>アからエまでにかかわらず、最大出力に設定する場合は、この限りではない。</u>

(1) 測定場所の温度及び湿度	ア 温度 摂氏5度から摂氏35度までの範囲 イ 湿度 45パーセントから85パーセントまでの範囲
(2) 電磁誘導加熱式調理器の設置の方法	ア 電界強度以外の項目の測定の場合 平たんな <u>木台</u> の上に通常の使用状態で置く。 イ 電界強度の測定の場合 水平面上にある回転する <u>非導電性</u> の支持台の上に置き、底面が地表又は床面から <u>40センチメートル</u> の高さになるようにする。この場合において、電源電線が支持台の中心から垂直に降ろして余分があるときは、その部分を束ねておく。
(3) 電源周波数	50Hz又は60Hz
(4) 負荷の方法	ア 負荷 摂氏18度から摂氏22度までの範囲の水を用いる。 イ 容器 <u>製造業者が選定するなべ等</u> ウ 負荷量 <u>1,500ミリリットルの水（1,500ミリリットルの水が入らないものは、なべ等の容量の80%の水）</u> エ 位置 加熱部の中心に置く。

2 測定等

2 測定等

(1) 利用周波数	電源を投入し起動させてから15分経過後の周波数を測定する。周波数の切替 <u>え</u> が可能な機器にあつてはそれぞれの周波数を、周波数が連続して可変なものにあつてはその最低周波数及び最高周波数を測定する。
(2) 周波数変動幅	電源を投入し起動させてから15分経過するまでの間、 <u>（1）</u> の利用周波数に対応する周波数について最低値と最高値を測定する。
(3) 高周波出力	次の手順により測定及び算出を行う。 ア 最大の高周波出力で加熱し、消費電力量が120ワットに達したとき <u>は、</u> 装置の電源を切断し、負荷の水を十分かくはんした後、その温度を測定し、次の式から熱効率 $\eta$ を求める。

(1) 利用周波数	電源を投入し起動させてから15分経過後の周波数を測定する。周波数の切替が可能な機器にあつてはそれぞれの周波数を、周波数が連続して可変 <u>可能</u> なものにあつては、 <u>その</u> 最低周波数及び最高周波数を測定する。
(2) 周波数変動幅	電源を投入し起動させてから15分経過するまでの間(1)の利用周波数に対応する周波数について最低値と最高値を測定する。
(3) 高周波出力	次の手順により測定及び算出を行う。 ア 最大の高周波出力で加熱し、消費電力量が120ワット <u>時</u> に達したとき装置の電源を切断し、負荷の水を十分かくはんした後、その温度を測定し、次の式から熱効率 $\eta$ を求める。

$$\eta (\%) = \frac{(V + C \times W) (T - T_o)}{E \times 860} \times 100$$

なお、 V : なべ等の中の水の重量 (g)  
 C : 試験に用いたなべ等の比熱 (cal / deg)  
 W : 試験に用いたなべ等の重量 (g)  
 T : 加熱後の水の温度 (°C)  
 T<sub>o</sub> : 加熱前の水の温度 (°C)  
 E : 加熱に要した消費電力量 (Wh)

イ 次の式から高周波出力 P を求める。

$$P = \eta \times p$$

なお、 p : 定格消費電力 (W)

ウ 高周波出力の測定値は、少なくとも 3 回以上行う。

ただし、本手順により難しい場合は、電源端子における消費電力の測定により代えることができる。

(4) 電源端子における妨害波電圧

電磁誘導加熱式調理器を 40センチメートルの台の上に置き、80センチメートル離れた位置に擬似電源回路網を設置し、擬似電源回路網の電源出力端子に電磁誘導加熱式調理器の電源入力端子を接続し、電磁誘導加熱式調理器を動作させ、10秒以上経過後に測定する。

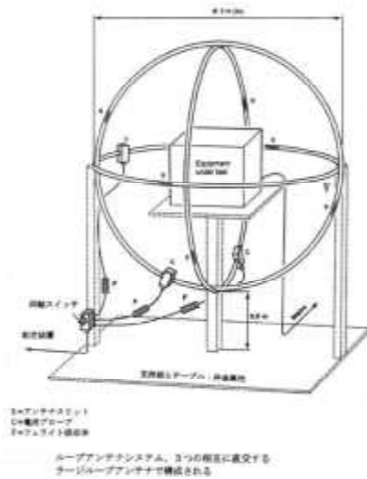
加熱領域を複数持つ場合は、順番に単独で動作させて測定する ((5)から(7)までにおいても適用する。)

1つの加熱領域に複数の誘導コイルを持つ場合は、最初に領域内の最も小さいコイルを作動させて測定し、次に領域内の全てのコイルを作動させて測定する ((5)から(7)までにおいても適用する。)

(5) 直径 2メートルのループアンテナによる電流の測定

次の図のとおり装置を設置し、電源を投入し起動させてから 5分経過後に測定する。

電流プローブを用いて三方向のループアンテナのそれぞれについて行う。



ケーブル類は次の図のとおり一緒にして引き回し、直径 2メートルのループアンテナが占める同一の八分儀区画から引き出し、どのループアンテナに対しても 0.4メートル以内に近づかな

$$\eta = \frac{(V + C \times W) (T - T_o)}{E \times 860} \times 100\%$$

ただし V : なべ等の中の水の重量 (g)  
 C : 試験に用いたなべ等の比熱 (cal / deg)  
 W : 試験に用いたなべ等の重量 (g)  
 T : 加熱後の水の温度 (°C)  
 T<sub>o</sub> : 加熱前の水の温度 (°C)  
 E : 加熱に要した消費電力量 (Wh)

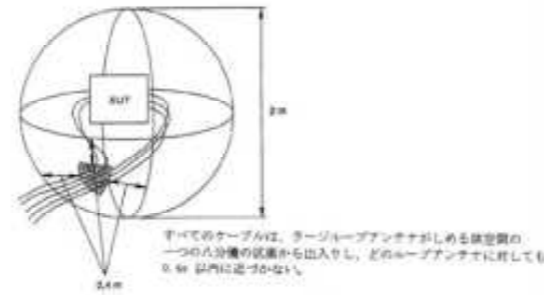
イ 次の式から高周波出力 P を求める。

$$P = \eta \times p$$

ただし p : 定格消費電力 (W)

ウ 高周波出力の測定値は、少なくとも 3 回以上行う。

いように配置する。



(6) 3メートル離れた地点での磁界強度

直径0.6メートルのループアンテナを接続した校正済みの磁界強度測定器により、次の手順により測定を行う。

ア 電源を投入し起動させてから5分経過後に最大の高周波出力で漏えい磁界強度を測定する。

イ 漏えい電波を受信したときは支持台及び受信アンテナを回転し、最大の測定値を求め、これをもってその周波数の測定値とする。

(7) 不要発射による電界強度

空中線系を含め校正済みの電界強度測定装置により、次の手順により測定を行う。

ア 電源を投入し起動させてから5分経過後に、最大の高周波出力で電界強度を測定する。

イ 漏えい電波を受信したときは周波数ごとに、偏波面及び空中線の高さを変化させるとともに支持台を回転させ、電磁誘導加熱式調理器から10メートルの距離における最大値を測定する。

ただし、ケーブルを含めて直径1.2メートル、床から1.5メートルの円柱形の体積内に収まる設備に限り、3メートルの距離において測定することができる。

(8) 安全性

一般的な妥当性を有する方法により次の事項を確認する。

ア 絶縁抵抗値その他きょう体の絶縁状況

イ 電線の収容状況

(4) 利用周波数による発射及びスプリアス発射による漏えい電界強度

次の手順により測定を行う。

ア 電源を投入し起動させてから15分経過後に空中線系を含め校正済みの電界強度測定装置により、最大の高周波出力で漏えい電界強度を測定する。

イ 漏えい電波を受信したときは機器及び受信アンテナを回転し、最大の測定値を求め、これをもってその周波数の測定値とする。

ウ 測定距離（機器の端と受信アンテナの中心との距離）は、30メートルとする。ただし、この測定距離を確保することができない場合は、10メートルの距離で測定し、その値に次の表の係数を乗じて得た値をもって測定値とすることができる。

測定周波数 (kHz)	係数
526.5未満	1 / 27
526.5以上1606.5以下	1 / 10
1606.5超	1 / 6

エ 受信用ループアンテナの下端の地上高は1メートルとする。

オ 高周波発生装置が2以上あり、同時に使用することが可能なものにあつては、それぞれの装置を同時に動作させた状態においても測定する。

(5) 安全性

一般的な妥当性を有する方法により次の事項を確認する。

ア 絶縁抵抗値その他きょう体の絶縁状況

イ 電線の収容状況

別表第九号 試験成績書の様式（第46条の8関係）

第1 電子レンジ

試験成績書				確認番号	
				型式名	
1 占有周波数に含まれる範囲	(1) 発振周波数		測定値		測定条件等
	(2) 占有周波数帯幅		測定値		
2 高周波出力			測定値		測定条件等
3 電源妨害端子電圧におけ	測定値			測定条件等	
	周波数範囲	準尖頭値	平均値		
	(1) 150kHz以上500kHz未満				
	(2) 500kHz以上5MHz以下				
(3) 5MHzを超え30MHz以下					
4 不要発射による磁界強度		測定値		測定条件等	
5 不要発射による電界強度	測定値			測定条件等	
	周波数範囲	準尖頭値	平均値		
	(1) 30MHzを超え80.872MHz以下				
	(2) 80.872MHzを超え81.88MHz未満				
	(3) 81.88MHz以上134.786MHz以下				
	(4) 134.786MHzを超え136.414MHz未満				
	(5) 136.414MHz以上230MHz以下				
	(6) 230MHzを超え1,000MHz以下				
周波数範囲		尖頭値		測定	
(7) 1GHzを超え2.3GHz以下					
(8) 2.3GHzを超え2.4GHz未満				測定	

別表第九号 試験成績書の様式（第46条の8関係）

第1 電子レンジ

試験成績書				確認番号	
				型式名	
1 占有周波数に含まれる範囲	(1) 発振周波数		測定値		測定条件等
	(2) 占有周波数帯幅		測定値		
2 高周波出力			測定値		測定条件等
3 スプリアス電界強度	測定値			測定条件等	
	(1) 90MHzから108MHzまで及び170MHzから222MHzまでの周波数	(2) 470MHzから770MHzまでの周波数	(3) その他の周波数		
4 漏れ電束電波の	測定値			測定条件等	
	(1) 扉を閉めた状態				
	(2) 発振停止の直前の位置まで扉を開いた状態				
(3) 2倍の力で取手を引いた状態					
5 安全性	(1) 絶縁抵抗値その他きょう体の絶縁状況			測定条件等	
	(2) 高圧電気により充電される器具及び電線の収容状況				

	(9) 2.5GHzを超え5.725GHz未満		条 件 等
	(10) 5.875GHzを超え11.7GHz未満		
	(11) 11.7GHz以上12.7GHz以下		
	(12) 12.7GHzを超え18GHz以下		
6 重 け み 測 付 定	測 定 値		測 定 条 件 等
	周波数範囲	尖 頭 値	
	(1) 1,005MHzから2,395MHz		
	(2) 2,505MHzから17,995MHz		
7 漏 電 え 力 束 電 密 度 の	測 定 値		測 定 条 件 等
	(1) 扉を閉めた状態		
	(2) 発振停止の直前の位置 まで扉を開いた状態		
	(3) 2倍の力で取手を引いた状態		
8 安 全 性	(1) 絶縁抵抗値その他きょう体の絶縁状況		測 定 条 件 等
	(2) 高圧電気により充電される器具及び電線の収容状況		

注1 測定条件等の欄には、測定年月日及び使用測定器名（形式、購入年及び製造者名）  
その他参考となる事項を記入すること。

2 5の欄の「測定条件等」には、設備からの距離を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第2 電磁誘導加熱式調理器

試 験 成 績 書			確認番号
試 験 成 績 書			型 式 名
1	利 用 周 波 数	測 定 値	測 定 条 件 等
2	周 波 数 変 動 幅	測 定 値	測 定 条 件 等
3	高 周 波 出 力	測 定 値	測 定 条 件 等
4 電	測 定 値		測 定
	周波数範囲	準尖頭値	
		平均値	

注1 測定条件等の欄には、測定年月日、使用測定器名（形式、購入年、製造者名）  
その他参考となる事項を記入すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第2 電磁誘導加熱式調理器

試 験 成 績 書			確認番号
試 験 成 績 書			型 式 名
1	利 用 周 波 数	測 定 値	測 定 条 件 等
2	周 波 数 変 動 幅	測 定 値	測 定 条 件 等
3	高 周 波 出 力	測 定 値	測 定 条 件 等
4	利 用 周 波 数	測 定 値	測 定
		(1) 利用周波数	

源端子における妨害波電圧	(1) 10kHz以上 50kHz未満			条件等
	(2) 50kHz以上 148.5kHz未満			
	(3) 148.5kHz以上 500kHz未満			
	(4) 500kHz以上 5MHz以下			
	(5) 5MHzを超え 30MHz以下			
5 直径2ナメにより トル測定した ケーブル	測定値		測定条件等	
	周波数範囲	準尖頭値		
		水平成分	垂直成分	
	(1) 10kHz以上 70kHz未満			
	(2) 70kHz以上 148.5kHz未満			
	(3) 148.5kHz以上 526.5kHz未満			
	(4) 526.5kHz以上 1,606.5kHz以下			
(5) 1,606.5kHzを超え 30MHz以下				
6 3メートル離れた地点での 磁界強度	測定値		測定条件等	
	周波数範囲	準尖頭値		
	(1) 10kHz以上 70kHz未満			
	(2) 70kHz以上 148.5kHz未満			
	(3) 148.5kHz以上 526.5kHz未満			
	(4) 526.5kHz以上 912kHz以下			
	(5) 912kHzを超え 4MHz未満			
(6) 4MHz以上 30MHz以下				
7 不要	測定値		測定	
	周波数範囲	準尖頭値		
(1) 30MHzを超え 80.872MHz以下				

による発射及びスプリアス発射による漏えい電界強度	(2) 526.5kHzから1,606.5kHzまでの周波数	測定値	条件等
	(3) その他の周波数	測定値	
	(1) 絶縁抵抗値その他きょう体の絶縁状況		
5 安全性	(2) 電線の収容状況		測定条件等

注1 測定条件等の欄には、測定年月日、使用測定器名（形式、購入年、製造者名）その他参考となる事項を記入すること。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。



発射による電界強度	(2) 80.872MHzを超え 81.88MHz未満		定 条 件 等	
	(3) 81.88MHz以上 134.786MHz以下			
	(4) 134.786MHzを超え 136.414MHz未満			
	(5) 136.414MHz以上 230MHz以下			
	(6) 230MHzを超え 1,000MHz以下			
8 安全性	(1) 絶縁抵抗値その他 きょう体の絶縁状況		測 定 条 件 等	
	(2) 電線の収容状況			

注1 測定条件等の欄には、測定年月日、使用測定器名（形式、購入年及び製造者名）  
その他参考となる事項を記入すること。

2 7の欄の「測定条件等」には、設備からの距離を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案	現行
<p>別表第六号 高周波利用設備の許可申請書及び添付書類の様式（第 26 条関係）</p> <p>第 1 申請書 略</p> <p>第 2 添付書類（設備規則第 60 条第 2 号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合を除く。）</p>	<p>別表第六号 高周波利用設備の許可申請書及び添付書類の様式（第 26 条関係）</p> <p>第 1 申請書 略</p> <p>第 2 添付書類（設備規則第 60 条第 2 号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合を除く。）</p>

長

高周波利用設備 申請書 届 書(注1)の添付書類 (装置分) (注2)						※整理 番号	
1 工 事 設 計	(装置の別)	(1) 使用周波数	(2) 発振方式	(3) 占有周波数帯幅又は周波数変動幅	(4) 高周波出力	(5) 負荷と電極の結合方式	(6) 装置内電源ろ波器
	(装置の別)	(7) 遮蔽部分	(8) 機器の製造者名	(9) 機器の型式又は名称	(10) 機器の製造番号		
	(11) 高周波そく流線輪	(12) 電源ろ波器	(13) 遮蔽室等	(14) その他の工事設計	(15) 添付図面		
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		ア遮蔽室 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 材料 構造 イ設備を設置する建物の構造		□ア線路系統図 □イ装置の系統図 □ウ装置の外観を示す図又は写真		
	(16) 設備規則第65条第1項における区別				(17) 定格入力電力		
(18) 無変調搬送波状の妨害波の発生 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		(19) 無変調搬送波状以外の変動妨害波の発生 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
2 設置場所付近の図面		<input type="checkbox"/> 設置場所付近の建造物等の状況を示す図					
3 参考事項							
ふりがな		6 設備の種別					
4 氏名又は名称							
ふりがな							
5 住 所							
7 設置の目的							
8 設置場所							
9 高周波電流を通ずる線路	(1) 種 別	(2) 区 間	10 許可の番号	11 許可の年月日			
	※ 備 考						

↑ 25ミリメートル ↓

短 辺 (日本工業規格A列4番)

長

高周波利用設備 申請書 届 書(注1)の添付書類 (装置分) (注2)						※整理 番号	
1 工 事 設 計	(装置の別)	(1) 使用周波数	(2) 発振方式	(3) 占有周波数帯幅又は周波数変動幅	(4) 高周波出力	(5) 負荷と電極の結合方式	(6) 装置内電源ろ波器
	(装置の別)	(7) しゃへい部分	(8) 機器の製造者名	(9) 機器の型式又は名称	(10) 機器の製造番号		
	(11) 高周波そく流線輪	(12) 電源ろ波器	(13) しゃへい室等	(14) その他の工事設計	(15) 添付図面		
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		アしゃへい室 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 材料 構造 イ設備を設置する建物の構造		□ア線路系統図 □イ装置の系統図 □ウ装置の外観を示す図又は写真		
	2 設置場所付近の図面		<input type="checkbox"/> 設置場所付近の建造物等の状況を示す図				
3 参考事項							
ふりがな		6 設備の種別					
4 氏名又は名称							
ふりがな							
5 住 所							
7 設置の目的							
8 設置場所							
9 高周波電流を通ずる線路	(1) 種 別	(2) 区 間	10 許可の番号	11 許可の年月日			
	※ 備 考						

↑ 25ミリメートル ↓ 117 ミリメートル ↑

短 辺 (日本工業規格A列4番)

- 注1 不要の文字は<sup>まつ</sup>抹消すること。
- 2 2以上の装置を一の申請書又は届書に記載する場合は、その装置の数を記載すること(第26条第1項参照)。
- 3 各欄の記載は、次のとおりとすること。

区	別	記載する欄	備考
1 電力線搬送通信設備、誘導式通信設備又は式読み通信設備(以下この表において「通信設備」という。)	(1) 新設許可の申請(法第100条第1項の許可の申請をいう。以下この表において同じ。)の場合	1の(1),(2),(3),(4),(8),(9),(10),(11)(注1),(12),(14)及び(15)並びに3から9まで(注1)	(注1) 電力線搬送通信設備及び誘導式通信設備に限る。
	(2) 変更の許可の申請又は届出(法第100条第5項において準用する法第17条の許可又は届出をいう。以下この表において同じ。)の場合	1の(1)(注2),(2)(注2),(3)(注2),(4)(注2),(8)(注2),(9)(注2),(10)(注2),(11)(注2),(12)(注2),(14)(注2)及び(15)(注2),3,4,5,6(注3),7(注3),8(注3),9(注3),10並びに11	(注2) 行政手続等における情報技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定による電子情報処理組織を使用せず、申請等を行う場合には、記載事項を <sup>まつ</sup> 変更する欄に限る。
2 医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備	(1) 新設許可の申請の場合	1の(1),(2),(3),(4),(5),(6),(7),(8),(9),(10),(12),(13),(14),(15),(16),(17),(18)及び(19)並びに2から8まで	(注3) 8の欄又は9の欄の記載事項を <sup>まつ</sup> 変更する場 <sup>まつ</sup> 合に限る。
	(2) 変更の許可の申請又は届出の場合	1の(1)(注2),(2)(注2),(3)(注2),(4)(注2),(5)(注2),(6)(注2),(7)(注2),(8)(注2),(9)(注2),(10)(注2),(12)(注2),(13)(注2),(14)(注2),(15)(注2),(16)(注2),(17)(注2),(18)(注2)及び(19)(注2),2(注2),3,4,5,6(注3),7(注3),8(注3),10並びに11	

- 注1 不要の文字は<sup>まつ</sup>抹消すること。
- 2 2以上の装置を一の申請書又は届書に記載する場合は、その装置の数を記載すること(第26条第1項参照)。
- 3 各欄の記載は、次のとおりとすること。

区	別	記載する欄	備考
1 電力線搬送通信設備、誘導式通信設備又は式読み通信設備(以下この表において「通信設備」という。)	(1) 新設許可の申請(法第100条第1項の許可の申請をいう。以下この表において同じ。)の場合	1の(1),(2),(3),(4),(8),(9),(10),(11)(注1),(12),(14)及び(15)並びに3から8まで及び9(注1)	(注1) 電力線搬送通信設備及び誘導式通信設備に限る。
	(2) 変更の許可の申請又は届出(法第100条第5項において準用する法第17条の許可又は届出をいう。以下この表において同じ。)の場合	1の(1)(注2),(2)(注2),(3)(注2),(4)(注2),(8)(注2),(9)(注2),(10)(注2),(11)(注2),(12)(注2),(14)(注2)及び(15)(注2),3,4,5,6(注3),7(注3),8(注3),9(注3),10,11	(注2) 行政手続等における情報技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定による電子情報処理組織を使用せず、申請等を行う場合には、記載事項を <sup>まつ</sup> 変更する欄に限る。
2 医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備	(1) 新設許可の申請の場合	1の(1),(2),(3),(4),(5),(6),(7),(8),(9),(10),(12),(13),(14)及び(15)並びに2から8まで	(注3) 8の欄又は9の欄の記載事項を <sup>まつ</sup> 変更する場 <sup>まつ</sup> 合に限る。
	(2) 変更の許可の申請又は届出の場合	1の(1)(注2),(2)(注2),(3)(注2),(4)(注2),(5)(注2),(6)(注2),(7)(注2),(8)(注2),(9)(注2),(10)(注2),(12)(注2),(13)(注2),(14)(注2)及び(15)(注2),2(注2),3,4,5,6(注3),7(注3),8(注3),10,11	

- 4 ※印を付けた欄は、記載しないこと。
- 5 1の(1)の欄から(10)の欄までは、通信設備の場合には送信装置、通信設備以外の設備の場合には高周波発生装置について記載すること。申請に係る設備が2以上の装置を有する場合には、1の欄の(装置の別)の欄に「第1, 第2」(移動する装置を有しない設備の場合に限る。)又は「固定第1, 固定第2, 移動第1, ……」(移動する装置を有する通信設備の場合に限る。)のように記載し、1の(1)の欄から(10)の欄までに各装置に対応する該当事項を記載すること。この場合において、各欄の記載事項が同一のものについては、装置の別との対応が明らかな限度において、次のように一括して記載することができる。

(装置の別)	(1) 使用周波数	(2) 発振方式	(3) 占有周波数帯幅又は周波数変動幅	(4) 高周波出力
第1, 第2	255kHz	水晶発振	6kHz	100W
第3～第10	355kHz		40kHz	

- 6 1の(1)の欄は、「255kHz」のように占有周波数帯幅又は周波数変動幅の中央における周波数を記載すること。
- 7 1の(2)の欄は、「水晶発振」、「自励発振」、「火花発振」、「マグネトロン発振」のように記載すること。
- 8 1の(3)の欄は、通信設備の場合には占有周波数帯幅を「6kHz」のように、通信設備以外の設備の場合には周波数変動幅(負荷をかけたときの最高周波数と最低周波数との差とする。)を使用周波数を基準として「(±)100kHz」のように記載すること。
- 9 1の(4)の欄は、最大出力を「1kW」のように記載すること。
- 10 1の(5)の欄は、「誘電結合」、「誘導結合」のように記載すること。
- 11 1の(6)の欄は、高周波発生装置のきょう体内に収められている電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、2以上の装置を有する場合には、次のように記載すること。

- 4 ※印を付けた欄は、記載しないこと。
- 5 1の(1)の欄から1の(10)の欄までは、通信設備の場合には送信装置、通信設備以外の設備の場合には高周波発生装置について記載すること。申請に係る設備が2以上の装置を有する場合には、1の欄の(装置の別)の欄に「第1, 第2」(移動する装置を有しない設備の場合に限る。)又は「固定第1, 固定第2, 移動第1, ……」(移動する装置を有する通信設備の場合に限る。)のように記載し、1の(1)の欄から1の(10)の欄までに各装置に対応する該当事項を記載すること。この場合において、各欄の記載事項が同一のものについては、装置の別との対応が明らかな限度において、次のように一括して記載することができる。

(装置の別)	(1) 使用周波数	(2) 発振方式	(3) 占有周波数帯幅又は周波数変動幅	(4) 高周波出力
第1, 第2	255kHz	水晶発振	6kHz	100W
第3～第10	355kHz		40kHz	

- 6 1の(1)の欄は、「255kHz」のように占有周波数帯幅又は周波数変動幅の中央における周波数を記載すること。
- 7 1の(2)の欄は、「水晶発振」、「自励発振」、「火花発振」、「マグネトロン発振」のように記載すること。
- 8 1の(3)の欄は、通信設備の場合には占有周波数帯幅を「6kHz」のように、通信設備以外の設備の場合には周波数変動幅(負荷をかけたときの最高周波数と最低周波数との差とする。)を使用周波数を基準として「(±)100kHz」のように記載すること。
- 9 1の(4)の欄は、最大出力を「1kW」のように記載すること。
- 10 1の(5)の欄は、「誘電結合」、「誘導結合」のように記載すること。
- 11 1の(6)の欄は、高周波発生装置のきょう体内に収められている電源ろ波器の有無を記載すること。2以上の装置を有する場合には、次のように記載すること。

(装置の別)	(6) 装置内電源ろ波器
第1～第3	無
第4～第10	有

12 1の(7)の欄は、装置ごとに遮蔽が施されているものについて、その遮蔽されている部分を「全部」、「電源部」、「出力回路」のように記載すること。

13 1の(11)の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

14 1の(12)の欄は、送信装置又は高周波発生装置のきょう体外に設けられる電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、2以上の装置に共用される場合は、その旨を記載すること。

(記載例) 第1～第3 有(共用)  
 第4, 第5 有(個別)  
 第6 無

15 1の(13)の欄の記載は、次によること。

(1) 遮蔽室の□には、該当する事項にレ印を付けるとともに、遮蔽室を有する場合には、その材料及び構造(寸法、形状及び接地箇所の数)を記載し、収容する装置の別を付記すること。

(記載例) ア 遮蔽室  有  無(第1～第3, 第6)  
 材料 厚さ1mm 亜鉛鍍鉄板(径5mm 円孔打抜き)  
 構造 3m×4m×2.5m 接地1

(2) 設備を設置する建物の構造は、設備を設置する部分の構造及び階数を「木造鉄網モルタル塗り(1階)」、「鉄筋コンクリート造(2階)」のように記載すること。

16 1の(14)の欄は、(1)の欄から(13)の欄までの記載事項以外の工事設計について、「電波法第100条第5項において準用する同法第28条、第30条及び第38条に規定する条件に合致している。」旨を記載すること。

17 1の(15)の欄の添付図面は、次の表に掲げるところにより提出するものとし、

(装置の別)	(6) 装置内電源ろ波器
第1～第3	無
第4～第10	有

12 1の(7)の欄は、装置ごとに遮蔽が施されているものについて、その遮蔽されている部分を「全部」、「電源部」、「出力回路」のように記載すること。

13 1の(11)の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

14 1の(12)の欄は、送信装置又は高周波発生装置のきょう体外に設けられる電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、2以上の装置に共用される場合は、その旨を記載すること。

(記載例) 第1～第3 有(共用)  
 第4, 第5 有(個別)  
 第6 無

15 1の(13)の欄の記載は、次によること。

(1) 遮蔽室の□には、該当する事項にレ印を付けるとともに、遮蔽室を有する場合には、その材料及び構造(寸法、形状及び接地箇所の数)を記載し、収容する装置の別を付記すること。

(記載例) ア しゃへい室  有  無(第1～第3, 第6)  
 材料 厚さ1mm 亜鉛鍍鉄板(径5mm 円孔打抜き)  
 構造 3m×4m×2.5m 接地1

(2) 設備を設置する建物の構造は、設備を設置する部分の構造及び階数を「木造鉄網モルタル塗り(1階)」、「鉄筋コンクリート造(2階)」のように記載すること。

16 1の(14)の欄は、1の(1)の欄から1の(13)の欄までの記載事項以外の工事設計について、「電波法第100条第5項において準用する同法第28条、第30条及び第38条に規定する条件に合致している。」旨を記載すること。

17 1の(15)の欄の添付図面は、次の表に掲げるところにより提出するものとし、

同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

区 別	添付する 図面	内 容
1 電力搬送設備 線通信	(1) アの 図	高周波電流を通ずる線路の系統について、当該線路の長さ及び線種、固定装置(送信装置の設置場所と設置場所を異にする受信装置を含む。)の位置、高周波そく流線輪及び電源ろ波器の <u>挿入箇所</u> 、各支線の分岐点並びに固定装置(送信装置に限る。)の設置場所(構内及び構外)付近における他の送電線等の施設状況を <u>併</u> せて表示すること。
2 誘導式通信設備	(1) アの 図	高周波電流を通ずる線路の経路を示すもの(当該線路の長さ及び線種、固定装置(送信装置の設置場所と設置場所を異にする受信装置を含む。)の位置、高周波そく流線輪及び電源ろ波器の <u>挿入箇所</u> 並びにこの経路に接近して存在する他の電線路との相互間の距離を <u>併</u> せて表示すること。)
3 誘導式読み書き通信設備	(1) イの 図 (2) ウの 図	装置の系統図 装置の外観を示す図又は写真
4 医療用設備、工業用加熱設備	(1) ウの 図	装置の外観を示す図又は写真

同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

区 別	添付する 図面	内 容
1 電力搬送設備 線通信	(1) アの 図	高周波電流を通ずる線路の系統について、当該線路の長さ及び線種、固定装置(送信装置の設置場所と設置場所を異にする受信装置を含む。)の位置、高周波そく流線輪及び電源ろ波器の <u>そう入箇所</u> 、各支線の分岐点並びに固定装置(送信装置に限る。)の設置場所(構内及び構外)付近における他の送電線等の施設状況を <u>あ</u> わせて表示すること。
2 誘導式通信設備	(1) アの 図	高周波電流を通ずる線路の経路を示すもの(当該線路の長さ及び線種、固定装置(送信装置の設置場所と設置場所を異にする受信装置を含む。)の位置、高周波そく流線輪及び電源ろ波器の <u>そう入箇所</u> 並びにこの経路に接近して存在する他の電線路との相互間の距離を <u>あ</u> わせて表示すること。)
3 誘導式読み書き通信設備	(1) イの 図 (2) ウの 図	装置の系統図 装置の外観を示す図又は写真
4 医療用設備、工業用加熱設備	(1) ウの 図	装置の外観を示す図又は写真

18 1の(16)の欄は、設備規則第65条第1項第1号から第7号までのうち該当するものを「第1号」のように記載すること。また、別に告示するものに該当するときはその旨も記載すること。

19 1の(17)の欄は、定格入力電力を「1kVA」のように記載すること。

20 1の(18)の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

21 1の(19)の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

22 2の欄の設置場所付近の図面は、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備に限り、その設置場所を中心とした概略半径200メートルの円内の略図に建造物、道路、空地等の状況を示して提出すること（提出する場合には、□にレ印を付けること。）ただし、通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに使用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度が、設備規則第65条第1項第1号から第4号までに定める最大許容値以下である場合においては、当該図面の提出を要しない。

23 3の欄は、次の事項を記載すること。

(1) 第26条第3項(第29条第2項において準用する場合を含む。)の規定により工事設計の記載を省略する場合は、その旨

(2) 実験を目的とする電力線搬送通信設備又は施行規則第45条第3号に規定する各種設備(450kHz以下の周波数の電波を使用し、高周波出力が500ワットを超え、かつ、30メートルの距離における磁界強度が $37.1 + 20 \log_{10} \sqrt{\frac{P}{500}}$ デシベル(毎メートル1マイクロアンペアを0デシベルとする。))を超えるものに限る。)(以下「実験設備」という。)の場合は、実験に係る計画書を添付する旨記載し、当該計画書に次に掲げる事項を記載すること。

ア 設置者の連絡担当者及び連絡先

イ 実験の期間

ウ 実験設備によつて副次的に発する電波又は高周波電流が他の通信に混信又は障害を与えない技術的根拠

18 2の欄の設置場所付近の図面は、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備に限り、その設置場所を中心とした概略半径200メートルの円内の略図に建造物、道路及び空地等の状況を示して提出すること。(提出する場合には、□にレ印を付けること。)ただし、設備規則第65条に定める通信設備以外の高周波利用設備の使用周波数による発射又はスプリアス発射による電界強度の最大許容値が、医療用設備及び各種設備にあつては30メートルの距離において毎メートル100マイクロボルト以下、工業用加熱設備にあつては100メートルの距離において毎メートル100マイクロボルト以下である場合においては、当該図面の提出を要しない。

19 3の欄は、次の事項を記載すること。

(1) 第26条第3項(第29条第2項において準用する場合を含む。)の規定により工事設計の記載を省略する場合は、その旨

(2) 実験を目的とする電力線搬送通信設備又は施行規則第45条第3号に規定する各種設備(450kHz以下の周波数の電波を使用し、高周波出力が500ワットを超え、かつ、30メートルの距離における電界強度が毎メートル $\sqrt{\frac{P}{500}}$ ミリボルトを超えるものに限る。)(以下「実験設備」という。)の場合は、実験に係る計画書を添付する旨記載し、当該計画書に次の項目を記載すること。

ア 設置者の連絡担当者及び連絡先

イ 実験の期間

ウ 実験設備によつて副次的に発する電波又は高周波電流が他の通信に混信又は障害を与えない技術的根拠



エ 混信等の対策

- (ア) 実験設備を運用する際の総合通信局長への事前連絡方法
- (イ) 他の通信設備への混信若しくは障害又は通信設備以外の設備への障害が発生した場合における混信又は障害の除去のために必要な措置についての内容
- (ウ) 漏えい電界強度の測定方法、測定場所、同一測定場所における運用時間当たりの記録回数等

オ 実験設備によつて副次的に発する電波又は高周波電流による影響を受けるおそれがある無線設備又は無線設備以外の設備を所有又は占有する者のうち、次に掲げる設備を所有又は占有する者に対する実験に係る計画に関する説明の有無(「無」の場合は、その理由。)

- (ア) 実験設備の設置場所周辺の無線設備又は無線設備以外の設備
- (イ) 実験設備の設置場所付近の見晴らしの良い地点から目視で確認できる、当該実験設備が使用する周波数帯を受信可能な受信設備
- (ウ) 実験設備を接続する配電線
- (エ) 法第25条第1項の規定により公開されている無線局の無線設備、日本国内を設置場所とする短波放送事業者の無線局の無線設備又はその放送を受信する受信設備その他の設備のうち、設置者が説明することを必要と判断した設備

カ 申請書、添付書類及び実験に係る計画書に記載する各項目のうち、当該実験設備に関して公開できない事項及び総務省における情報の公開時に設置者から周知を希望する事項

(3) その他参考となる事項

- 24 4の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者氏名を記載し、それぞれにふりがなを付けること。
- 25 5の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、ふりがなを付けること。
- 26 6の欄は、電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、誘導式読み書き通信設備、

エ 混信等の対策

- (ア) 実験設備を運用する際の総合通信局長への事前連絡方法
- (イ) 他の通信設備への混信若しくは障害又は通信設備以外の設備への障害が発生した場合における混信又は障害の除去のために必要な措置についての内容
- (ウ) 漏えい電界強度の測定方法、測定場所及び同一測定場所における運用時間当たりの記録回数等

オ 実験設備によつて副次的に発する電波又は高周波電流による影響を受けるおそれがある無線設備又は無線設備以外の設備を所有又は占有する者のうち、次の(ア)から(エ)までに掲げる設備を所有又は占有する者に対する実験に係る計画に関する説明の有無(「無」の場合は、その理由。)

- (ア) 実験設備の設置場所周辺の無線設備又は無線設備以外の設備
- (イ) 実験設備の設置場所付近の見晴らしの良い地点から目視で確認できる、当該実験設備が使用する周波数帯を受信可能な受信設備
- (ウ) 実験設備を接続する配電線
- (エ) 法第25条第1項の規定により公開されている無線局免許人の無線設備、日本国内を設置場所とする短波放送事業者の無線設備又はその放送を受信する受信設備その他の設備のうち、設置者が説明することを必要と判断した設備

カ 申請書、添付書類及び実験に係る計画書に記載する各項目のうち、当該実験設備に関して公開できない事項及び総務省における情報の公開時に設置者から周知を希望する事項

(3) その他参考となる事項

- 20 4の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者氏名を記載し、それぞれにふりがなを付けること。
- 21 5の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、ふりがなを付けること。
- 22 6の欄は、電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、誘導式読み書き通信設備、

医療用設備，工業用加熱設備又は各種設備の別を記載すること。

27 7 の欄は，「保安通信用」，「給電指令用」，「(何)業務の連絡用」，「木材の乾燥用」，「金属の熔融用」のように具体的に記載すること。

28 8 の欄の記載は，次によること。

- (1) 移動しない装置については，その設置場所を「何県何市何町何番地何内」のように記載し，ふりがなを付けること。
- (2) 移動する装置については，その常置場所及び移動範囲を記載すること。この場合において，常置場所は，(1)の設置場所に準じて記載するものとする。
- (3) 2以上の装置を有する通信設備の申請の場合は，次によること。
  - ア 設置場所が同一である装置ごと一括して記載すること。
  - イ 送信装置の設置場所と設置場所を異にする受信装置についても記載すること。ただし，移動する装置で受信装置のみのものについては記載を要しない。
  - ウ 変更の許可の申請の場合は，既に許可を受けた装置で変更のないものについても併せて記載すること。

29 9 の(1)の欄は，「送電線」，「配電線」，「誘導線」のように，9 の(2)の欄は「(何)変電所～(何)変電所」のように記載すること。

30 該当欄に全部を記載することができない場合は，その欄に別紙に記載する旨を記載し，この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

31 添付書類(添付図面を除く。)の写しの用紙は，この様式に定める規格の用紙とする。

32 変更の許可の申請又は届出の場合は，注 1 から注 30 まで(注 16 を除く。)によるほか，次によること。

- (1) 変更に係る事項は，該当欄に変更後の事項を記載すること。
- (2) 5 の欄から 11 の欄まで(8 の欄及び 9 の欄は，当該欄の事項に係る変更の場合を除く。)は，許可状の記載事項により記載すること。

第 3 添付書類 (設備規則第 60 条第 2 号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設

医療用設備，工業用加熱設備又は各種設備の別を記載すること。

23 7 の欄は，「保安通信用」，「給電指令用」，「(何)業務の連絡用」，「木材の乾燥用」，「金属の熔融用」のように具体的に記載すること。

24 8 の欄の記載は，次によること。

- (1) 移動しない装置については，その設置場所を「何県何市何町何番地何内」のように記載し，ふりがなを付けること。
- (2) 移動する装置については，その常置場所及び移動範囲を記載すること。この場合において，常置場所は，(1)の設置場所に準じて記載するものとする。
- (3) 2以上の装置を有する通信設備の申請の場合は，次によること。
  - ア 設置場所が同一である装置ごと一括して記載すること。
  - イ 送信装置の設置場所と設置場所を異にする受信装置についても記載すること。ただし，移動する装置で受信装置のみのものについては記載を要しない。
  - ウ 変更の許可の申請の場合は，すでに許可を受けた装置で変更のないものについてもあわせて記載すること。

25 9 の(1)の欄は，「送電線」，「配電線」，「誘導線」のように，9 の(2)の欄は「(何)変電所～(何)変電所」のように記載すること。

26 該当欄に全部を記載することができない場合は，その欄に別紙に記載する旨を記載し，この様式に定める規格及び質の用紙に適宜記載すること。

27 添付書類(添付図面を除く。)の写しの用紙は，この様式に定める規格の用紙とする。

28 変更の許可の申請又は届出の場合は，注 1 から注 26 まで(注 16 を除く。)によるほか，次によること。

- (1) 変更に係る事項は，該当欄に変更後の事項を記載すること。
- (2) 5 の欄から 11 の欄まで(8 の欄及び 9 の欄は，当該欄の事項に係る変更の場合を除く。)は，許可状の記載事項により記載すること。

第 3 添付書類 (設備規則第 60 条第 2 号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設

備の場合に限る。)  
略

備の場合に限る。)  
略

改 正 案

現 行

（妨害波電圧等の許容値）

第六十五条 通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の最大許容値は、別に告示するものを除き、次のとおりとする。

- 一 一〇MHz以上四〇〇MHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設で使用されるもの

（1）電源端子における妨害波電圧の最大許容値

周波数帯	最大許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇MHz以上五〇〇MHz未満	六六デシベルから五六デシベルまで	五六デシベルから四六デシベルまで ※
五〇〇MHz以上五MHz以下	五六デシベル	四六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	六〇デシベル	五〇デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

（電界強度の許容値）

第六十五条 通信設備以外の高周波利用設備の利用周波数による発射又はスプリアス発射による電界強度の最大許容値は、別に告示するものを除き、次の各号のとおりとする。

- 一 医療用設備 三〇メートルの距離（当該設備が設置されている建築物その他の工作物の敷地及びこれに隣接する区域でその設置者の占有に属する区域の境界とその設備との距離が三〇メートルをこえるときは、その境界）において毎メートル一〇〇マイクロボルト以下

(2) 当該設備から三メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートルマイクローアンペアを〇デシベルとする。）
一〇㎐以上一五〇㎐未満	七九・九デシベル（医療用設備にあつては、四八・五デシベル）
一五〇㎐以上三〇〇㎐未満	三九デシベルから三デシベルまで ※

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(3) 当該設備から一メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	最大許容値（毎メートルマイクローボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
三〇㎐以上八〇・八七二㎐以下	三〇デシベル	二五デシベル
八〇・八七二㎐を超え八一・八四八㎐未満	五〇デシベル	四五デシベル
満		
八一・八四八㎐以上一三四・七八六㎐以下	三〇デシベル	二五デシベル
一三四・七八六㎐を超え一三六・四一四㎐未満	五〇デシベル	四五デシベル

一三六・四一四MHz以上 二三〇MHz以下	三〇デシベル	二五デシベル
二二〇MHzを超え一、 〇〇〇MHz以下	三七デシベル	三二デシベル

注一 その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二 平均値の最大許容値は、マグネトロンで駆動する装置にのみ適用する。この場合において、準尖頭値が最大許容値を超える場合であつても、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が最大許容値以下のときは、最大許容値を満たしているものとみなす。

(4) 無変調搬送波状の妨害波を発生させ、四〇〇MHzを超える周波数で動作する設備の当該設備から三メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	尖頭値の最大許容値（毎メートルマイクロボルトを〇デシベルとする。）
	七〇デシベル

(5) 一GHzを超え一八GHz以下  
無変調搬送波状以外の変動妨害波を発生させ、四〇〇MHzを超える周波数で動作する設備の当該設備から三メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

尖頭値の最大許容値（毎メートルマイクロボルトを〇デシベルとする。）

周波数帯	ロボルトを〇デシベルとする。
一GHzを超え二・三GHz以下	九二デシベル
二・三GHzを超え二・四GHz未満	一一〇デシベル
二・五GHzを超え五・七二五GHz未満	九二デシベル
五・八七五GHzを超え一一・七GHz未満	九二デシベル
一一・七GHz以上一二・七GHz以下	七二デシベル
一二・七GHzを超え一八GHz以下	九二デシベル

(6) 四〇〇MHzを超える周波数で動作する設備の当該設備から三メートルの距離における不要発射による電界強度について、一、〇〇五MHzから二、三九五MHzまでの間及び二、五〇五MHzから一七、九九五MHzまで（五、七二〇MHzから五、八八〇MHzまでを除く。）の間において尖頭値が最も高い妨害波の周波数を中心として、一〇MHz引いた値の尖頭値の最大許容値 毎メートル六〇デシベルマイクロボルト

二 一〇MHz以上四〇〇MHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備以外の設備であつて、住居用に使用するための建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設で使用されるもの

(1) 電源端子における妨害波電圧の最大許容値

最大許容値（一マイクロボルトを〇デシベル）

二 工業用加熱設備 一〇〇メートルの距離（当該設備が設置されている建築物その他の工作物の敷地及びこれに隣接する区域でその設置者の占有に属する区域の境界とその設備との距離が一〇〇メートルをこえるときは、その境界）において毎メートル一〇〇マイクロボルト以下

(2)

ア 医療用設備

利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

周波数帯	準尖頭値		平均値
	ルとする。）		
一五〇㎒以上五〇〇㎒未満	六六デシベルから五六デシベルまで ※	五六デシベルから四六デシベルまで ※	
五〇〇㎒以上五㎒以下	五六デシベル	四六デシベル	
五㎒を超え三〇㎒以下	六〇デシベル	五〇デシベル	
周波数帯	最大許容値（毎メートルマイクロアンペアを〇デシベルとする。）	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値	当該設備から四メートルの距離における準尖頭値
一〇㎒以上五二六・五㎒未満	一七・一デシベル	四八・五デシベル	
五二六・五㎒以上一、六〇六・五㎒未満	七・六デシベル	二八・五デシベル	
一、六〇六・五㎒以上三〇㎒未満	四・一デシベル	一四・五デシベル	

注 その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートルとする。）



トル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものについてのみ、当該設備から三メートルの距離において測定することができる。

イ 医療用設備以外の設備

周波数帯	最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを○デシベルとする。）	
	当該設備から一メートルの距離における準尖頭値	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値
一〇kHz以上五二六・五kHz未満	四八・五デシベル	七九・九デシベル
五二六・五kHz以上一、六〇六・五kHz未満	二八・五デシベル	四九・四デシベル
一、六〇六・五kHz以上三〇kHz未満	一四・五デシベル	二五デシベル

その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものについてのみ、当該設備から三メートルの距離において測定することができる。

(3) 当該設備から一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び

不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートルマイクロボルトを○デシベルとする。）
	三〇デシベル
三〇kHz以上二三〇kHz以下	三〇デシベル

二三〇dBを超え一、〇〇〇dB以下 三七デシベル

注 その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

三 一〇dB以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、試験場（設置場所を除く。以下同じ。）において試験を行うもの

(1) 電源端子における妨害波電圧の最大許容値

周波数帯	定格入力電力が七五kVA以下のもの		定格入力電力が七五kVAを超えるもの	
	準尖頭値	平均値	準尖頭値	平均値
一五〇dB以上	一〇〇デシベル	九〇デシベル	一三〇デシベル	一二〇デシベル
五〇〇dB未満	ベル	ベル	ベル	ベル
五〇〇dB以上	八六デシベル	七六デシベル	一二五デシベル	一一五デシベル
五dB以下	ル	ル	ベル	ベル
五dBを超え三〇dB以下	九〇デシベルから七三デシベルまで	八〇デシベルから六〇デシベルまで	一一五デシベル	一〇五デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

三 各種設備

(1) 高周波出力五〇〇ワット以下のもの 第一号に同じ。

(2) 当該設備から一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートルマイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇㎒以上一五〇㎒以下	四八・五デシベル（医療用設備にあつては、一七・一デシベル）
一五〇㎒を超え四九〇㎒未満	五七・五デシベル
四九〇㎒以上一、七〇五㎒以下	四七・五デシベル
一、七〇五㎒を超え二、一九四㎒未満	五二・五デシベル
二、一九四㎒以上三・九五㎒未満	四三・五デシベル
三・九五㎒以上二〇㎒未満	一八・五デシベル
二〇㎒以上三〇㎒以下	八・五デシベル

(3) 当該設備から一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートルマイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇㎒を超え四七㎒未満	六八デシベル
四七㎒以上六八㎒以下	五〇デシベル
六八㎒を超え八〇・八七二㎒以下	六三デシベル
八〇・八七二㎒を超え八一・八四八㎒未満	七八デシベル

(2) 高周波出力五〇〇ワットをこえるもの 第二号の値をこえない範囲において、第一号の値に $\sqrt{\frac{P}{500}}$ （Pは、高周波出力をワットで表わした数とする。）を乗じた値以下。

八一・八四八MHz以上八七MHz未満	六三デシベル
八七MHz以上一三四・七八六MHz以下	六〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	七〇デシベル
一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下	六〇デシベル
一五六MHzを超え一七四MHz未満	七四デシベル
一七四MHz以上一八八・七MHz以下	五〇デシベル
一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満	六〇デシベル
一九〇・九七九MHz以上二三〇MHz以下	五〇デシベル
二三〇MHzを超え四〇〇MHz以下	六〇デシベル
四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満	六三デシベル
四七〇MHz以上一、〇〇〇MHz以下	六〇デシベル

注 その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、

床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつて

は、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇

デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(4) 無変調搬送波状の妨害波を発生させ、四〇〇MHzを超える周波数で動

作する設備の当該設備から三メートルの距離における利用周波数によ

る発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

一GHzを超え一八GHz以下の周波数帯	尖頭値の最大許容値（毎メ
高調波周波数帯域内	ートルーマイクロボルトを
高調波周波数帯域外	〇デシベルとする。）
	八二デシベル
	七〇デシベル

四| 一〇MHz以上四〇〇MHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、

そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備以外の設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、試験場において試験を行うもの

(1) 電源端子における妨害波電圧の最大許容値

周波数帯	最大許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）		定格入力電力が二〇W以下		定格入力電力が二〇Wを超えるもの	
	準尖頭値	平均値	準尖頭値	平均値	準尖頭値	平均値
一五〇Hz以上	七九デシベル	六六デシベル	一〇〇デシベル	九〇デシベル		
五〇〇Hz未満	ル	ル	ル	ル		
五〇〇Hz以上	七三デシベル	六〇デシベル	八六デシベル	七六デシベル		
五Hz以下	ル	ル	ル	ル		
五Hzを超え三〇Hz以下	七三デシベル	六〇デシベル	九〇デシベルから七三デシベルまで	八〇デシベルから六〇デシベルまで		

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(2) 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値

ア 医療用設備

周波数帯	最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）		
	当該設備から三〇メートル	当該設備から一〇メートル	当該設備から三メートルの

イ

医療用設備以外の設備

注 その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものについてのみ、当該設備から三メートルの距離において測定することができる。

一〇kHz以上五二六・五kHz未満	（一）一一・五デシベル	（一）一一・五デシベル	（一）一一・五デシベル	の距離における準尖頭値
五二六・五kHz以上一、六〇六・五kHz未満	（二）一一・五デシベル	（二）一一・五デシベル	（二）一一・五デシベル	の距離における準尖頭値
一、六〇六・五kHz以上三〇kHz未満	（三）一一・五デシベル	（三）一一・五デシベル	（三）一一・五デシベル	の距離における準尖頭値
周波数帯	最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値
一〇kHz以上五二六・五kHz未満	一九・九デシベル	四八・五デシベル	七九・九デシベル	
五二六・五kHz以上一、六〇六・五kHz未満	九・四デシベル	二八・五デシベル	四九・四デシベル	
一、六〇六・五kHz未満				
一、六〇六・五kHz	五デシベル	一四・五デシベル	二五デシベル	

以上三〇㉔未満

ベル

注 その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものについてのみ、当該設備から三メートルの距離において測定することができる。

(3) 当該設備から一メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	定格入力電力が二〇kVA以下のもの	定格入力電力が二〇kVAを超えるもの
	準尖頭値	準尖頭値	準尖頭値
三〇㉔以上二三〇㉔以下	四〇デシベル	五〇デシベル	
二二三〇㉔を超え一、〇〇㉔以下	四七デシベル	五〇デシベル	

注一 三メートルの距離において測定し、その値に一〇デシベルを加えた値をもつて測定値とすることができる。

注二 その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものについては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

五 一〇㉔以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接

(1) 続する施設以外の施設で使用され、設置場所において試験を行うもの  
 当該設備が設置されている建築物の外壁から一〇〇メートルの距離  
 (当該設備が設置されている建築物の外壁と当該設備の設置者の占有  
 に属する区域の境界との間の最も近い距離を二・五(一MHz以上の周波  
 数にあつては、四・五)で除した距離に、三〇メートルを加えた距離  
 が一〇〇メートルに満たないときは、その距離(その距離が当該設備  
 の設置者の占有に属する区域の境界を超えるときは、当該設備が設置  
 されている建築物の外壁と当該設備の設置者の占有に属する区域の境  
 界との間の最も近い距離又は三〇メートルのいずれか長い距離)。

(2) において同じ。)における磁界強度の最大許容値

周波数帯	周波数帯	準尖頭値の最大許容値(毎メートルマイクロアンペアを○デシベルとする。)
一〇㎐以上一五〇㎐以下		(一) 一一・五デシベル
一五〇㎐を超え四九〇㎐未満		二三・五デシベル
四九〇㎐以上一、七〇五㎐以下		一三・五デシベル
一、七〇五㎐を超え二、一九四㎐未満		一八・五デシベル
二、一九四㎐以上三、九五〇㎐未満		一三・五デシベル
三、九五〇㎐以上二〇㎐未満		(二) 一・五デシベル
二〇㎐以上三〇㎐以下		(二) 一一・五デシベル

当該設備が設置されている建築物の外壁から一〇〇メートルの距離における電界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値(毎メートルマイクロボルト)
周波数帯	準尖頭値の最大許容値(毎メートルマイクロボルト)



三〇MHzを超え四七MHz未満	四八デシベル
四七MHz以上六八MHz以下	三〇デシベル
六八MHzを超え八〇・八七二MHz以下	四三デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五八デシベル
八一・八四八MHz以上八七MHz未満	四三デシベル
八七MHz以上一三四・七八六MHz以下	四〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下	四〇デシベル
一五六MHzを超え一七四MHz未満	五四デシベル
一七四MHz以上一八八・七MHz以下	三〇デシベル
一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満	四〇デシベル
一九〇・九七九MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え四〇〇MHz以下	四〇デシベル
四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満	四三デシベル
四七〇MHz以上一GHz以下	四〇デシベル

六

一〇MHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備以外の設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、設置場所において試験を行い、定格入力電力が二〇kVAを超えるもの

(1) 当該設備が設置されている建築物の外壁から三〇メートルの距離における磁界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートルマイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇㎐以上一五〇㎐以下	(一) 一一・五デシベル
一五〇㎐を超え四九〇㎐未満	一三・五デシベル
四九〇㎐以上三、九五〇㎐未満	三・五デシベル
三、九五〇㎐以上二〇㎐未満	(二) 一一・五デシベル
二〇㎐以上三〇㎐以下	(一) 二一・五デシベル

注 三〇メートルの距離において測定できないときは、三〇メートルよりも長い距離において測定し、その値に次の式により求められる値を加えて得た値を測定値とすることができる。

$$20 \log_{10} (d/30) \quad (dは、測定した距離（メートル）とする。)$$

(2) 当該設備が設置されている建築物の外壁から三〇メートルの距離における電界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートルマイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇㎐を超え二二三〇㎐以下	三〇デシベル
二二三〇㎐を超え一、〇〇〇㎐以下	三七デシベル

注 三〇メートルの距離において測定できないときは、三〇メートルよりも長い距離において測定し、その値に次の式により求められる値を加えて得た値を測定値とすることができる。

$$20 \log_{10} (d/30) \quad (dは、測定した距離（メートル）とする。)$$

七 一〇㎐以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、

そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備以外の設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、設置場所において試験を行い、定格入力電力が二〇瓩以下のもの

(1) 当該設備が設置されている建築物の外壁から三〇メートルの距離における磁界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートルマイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇瓩以上三〇瓩未満	(一) 一一・五デシベル

注 三〇メートルの距離において測定できないときは、三〇メートルよりも長い距離において測定し、その値に次の式により求められる値を加えて得た値を測定値とすることができる。

$$20 \log_{10} (d/30) \quad (dは、測定した距離（メートル）とする。)$$

(2) 当該設備が設置されている建築物の外壁から三〇メートルの距離における電界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートルマイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇瓩以上二二〇瓩以下	三〇デシベル
二二〇瓩を超え一、〇〇〇瓩以下	三七デシベル

注 三〇メートルの距離において測定できないときは、三〇メートルよりも長い距離において測定し、その値に次の式により求められる値を加えて得た値を測定値とすることができる。

$$20 \log_{10} (d/30) \quad (dは、測定した距離（メートル）とする。)$$

前項に掲げる電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射

及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。